

報告第13号

令和7年度瀬戸内市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付して報告する。

令和8年8月26日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (1 3 . 0 2)	— (1 8 . 0 2)	8 . 2 (2 5 . 0)	3 6 . 8 (3 5 0 . 0)

括弧内は、早期健全化基準

資金不足比率

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
企業団地造成事業特別会計	—	2 0 . 0
土地開発事業特別会計	—	2 0 . 0
病院事業会計	—	2 0 . 0
水道事業会計	—	2 0 . 0
下水道事業会計	—	2 0 . 0